



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第78号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査告示】

島根県監査委員処務規程の一部改正

2

監 査 委 員 告 示**島根県監査委員告示第1号**

島根県監査委員処務規程（昭和29年島根県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3月31日

島根県監査委員	井 田 徳 義
同	和 田 章一郎
同	山 崎 悠 雄
同	山 川 博 司

第8条第1項中「課長」の次に「、上席監査監」を加え、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 上席監査監は、上司の命を受け、事務局の特定の事務を掌理する。

第9条第3号中「代休日」の次に「及び時間外勤務代休時間」を加える。

第10条第2号中「代休日」の次に「及び時間外勤務代休時間」を加え、同条第6号中「含む。）」の次に「及び子ども手当」を加え、「及びその額」を「並びにその額」に改める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。